

インバウンド向け観光コンテンツプロモーション業務仕様書

1 業務名称

インバウンド向け観光コンテンツプロモーション業務

2 業務目的

阪南市は、関西国際空港から電車で20分の至近の距離にあり、大阪市内からも40分で訪れることができる位置にありながら、インバウンド誘客に対し①知名度不足、②観光インフラ（受入体制）の未整備、③観光資源と深くかかわる暮らし文化をつなぐストーリーが弱い弱情報発信不足等、そのインパクトを十分に活用できていないなど課題がある。

そのため、本業務は国土交通省観光庁所管の「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」の採択を受けて、今後、本格的な再開が見込まれるインバウンドの誘客や観光消費の拡大を促進するため、阪南市商工会や（一社）阪南市観光協会をはじめとする、阪南市内の観光事業者が連携して、インバウンド向けに対し地域に根差した観光資源の映像コンテンツの制作・配信を実施し、訪日外国人の誘客を図る。

3. 業務内容

(1) 阪南市の魅力を伝えるための映像コンテンツの制作を行う。

ア. 阪南市が魅力的な都市であることを海外の方々が関心を持って情報を受け取るような内容の構成（映像のコンセプト等）を具体的に提案すること。また、撮影等を想定している主なコンテンツを提案すること。

イ. 制作する映像コンテンツの再生時間、本数について提案すること。

ウ. 海外への配信に向けた、言語（音声）は英語を基本として、阪南市民が出演し話をする場面などでは、英語字幕での対応を可能とする。

また、日本国内で阪南市が活用する場合のために、日本語音声も制作することを基本にどのような映像コンテンツを制作するか提案すること。

(2) 海外での訴求を効果的なものにするため、マーケティングやプロモーションの内容、展開方法、実施期間、期待される効果について提案を行うこと。

(3) 映像サイズ、音声方式について、提案を行うこと。

(4) 事業スケジュール、実施体制について、提案を行うこと。

4. 成果品の提出

(1) 成果品

ア 業務完了報告書 2部（A4ファイル形式）

イ 同報告書の電子データ 1部（CD-ROM又はDVD-ROM、修正・印刷が可能な様式で納品）

ウ 制作した映像コンテンツのデータ一式（盤面印刷したDVD-R等の記録媒体による納品）

エ 撮影素材（映像、写真、台本等）

オ プロモーションの実施内容、効果等をまとめた資料

(2) 契約不適合があった場合

受託者は、本業務完了後であっても成果品に契約の内容に適合しないものが発見された場合、発注者に不相当な負担を課すものでないときには、速やかに発注者の必要と認められる修正等を受託者の負担において行うものとする。

(3) 提出期限

令和6年2月13日(火)

5. 著作権の取扱い

- (1) 当事業で制作した映像、画像、音声の著作権(著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む)は阪南市に譲渡するものとし、阪南市が作成・運営するホームページや観光プロモーション、イベント等に随時使用、複製、再編集でき、かつ、阪南市の観光PRのため、第三者が自由に二次利用できるものとする。
- (2) 制作にあたり、第三者が権利を有する写真・イラスト・動画を使用する際には、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は全て受託者が行う。

6. 権利処理

- (1) 本映像に使用される文芸、音楽、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権、その他一切の権利及び、監督・脚本・出演者・カメラマン・アートディレクター・技術監督・その他制作関係者の本映像の著作権に関して、何ら問題の生ずることがない完全な状態で阪南市のみに帰属するよう留意すること。
- (2) 前項に関し、関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。
- (3) 本映像の行使に関するあらゆる二次利用料は、一切発生しないものとする。関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。
- (4) (1) から(3)に加え、成果物が、インターネット上の動画配信サイト等で公開可能な映像となるよう、権利処理に特に留意すること。

7. 検査完了

受託者は、業務が完了(成果品の納入)したときにその旨を発注者に通知し、業務の完了を確認するための検査を受けなければならない。阪南市から観光庁へ事業全体の報告書を提出した後、観光庁から修正依頼があった場合、その対応に協力すること。検査合格後、受託者は発注者に契約金額の支払を請求することができる。

8. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を阪南市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守させなければならない。

9. 再委託の禁止

受託者は阪南市の承認を得ないで、再委託をしてはならない。

10. 調査等

阪南市は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに協力しなければならない。

11. その他留意事項

- (1) 受託者は本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務に係る内容は、本仕様書によるもののほか、契約後詳細な打合せにより、阪南市及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、阪南市と受託者とが協議して定めるものとする。
- (4) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後、5年間これを保存しておかなければならない。